

豊島区発注工事における余裕期間制度実施要領

令和7年4月1日
7 豊施発第82号
施設整備部長 決定

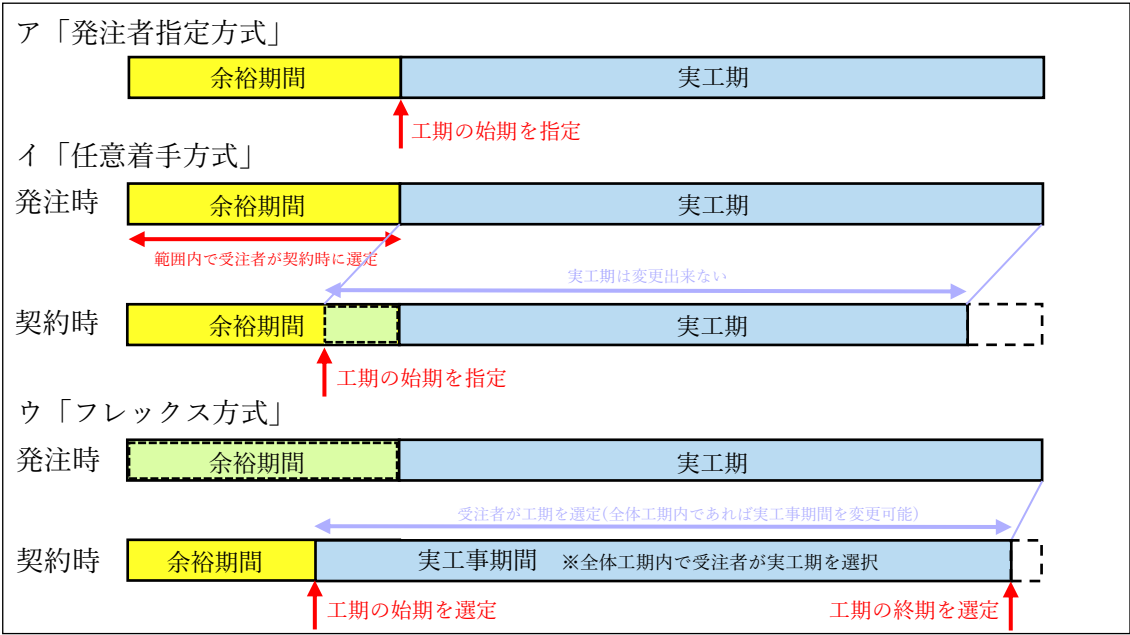
(目的)

第1条 この要領は、豊島区が発注する工事において、柔軟な工期設定を通じ、建設資材や労働者の確保等、円滑な工事体制の確立を目的として、余裕期間を設定して発注する制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間とは、契約工期内であるが、工期外であり、工事に着手してはならない期間をいう。
- (2) 実工期とは、工事の着手日（始期）から工事の末日（終期）までの期間をいう。
- (3) 余裕期間制度とは、次の方式による方法をいう。
 - ア 発注者が工期の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
 - イ 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工期の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
 - ウ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の中で、受注者が工期の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）



(余裕期間制度対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象工事は、豊島区が発注する工事の内、発注者が特記仕様書または現場説明書に第9条による事項を示したものとする。

(余裕期間の取扱い)

第4条 受注者は、余裕期間において、工事の施工（施工と類推されるものを含む。）はできないものとする。

2 余裕期間において、労働者の確保、関係者との協議など工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

3 余裕期間制度対象工事の現場における受注者の管理責任は、工期の始期から発生するものとする。

(現場代理人の配置)

第5条 契約締結日から工期の始期までの期間は、工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人の配置を要しないものとする。

(監理技術者等の専任期間)

第6条 契約締結日から工期の始期までの期間は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の設置を要しない。

(余裕期間制度対象工事の積算)

第7条 余裕期間制度を適用する工事の積算は、実工期に基づいて行う。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

2 フレックス方式において、契約時の実工事期間が、発注時の実工期を超えることにより経費が増加したときは、当該増加した経費は、受注者が負担とするものとする。

(余裕期間制度に関する特記仕様書または現場説明書に記載する事項)

第9条 発注者指定方式に関する特記仕様書または現場説明書には、次の事項を明記する。

- (1) 余裕期間制度対象工事（発注者指定方式）であること。
- (2) 余裕期間及び工期（発注者が指定する工期の始期及び終期）
- (3) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
- (4) 現場代理人及び監理技術者等は、工期の始期から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

- 2 任意着手方式に関する特記仕様書または現場説明書には、次の事項を明記する。
- (1) 余裕期間制度対象工事（任意着手方式）であること。
 - (2) 工期（工事の始期からの実工事期間）及び工事着手期限
 - (3) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
 - (4) 現場代理人及び監理技術者等は、工期の始期から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。
- 3 フレックス方式に関する特記仕様書または現場説明書には、次の事項を明記する。
- (1) 余裕期間制度対象工事（フレックス方式）であること。
 - (2) 全体工期（請負契約締結日の翌日又は請負契約締結の有効の日から工事完了期限）
 - (3) 発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工期の始期及び終期を任意に設定できること。
 - (4) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
 - (5) 現場代理人及び監理技術者等は、工期の始期から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

（実工期の設定）

第 10 条 任意着手方式またはフレックス方式において、受注者は契約を締結するまでの間に「工期通知書（様式－1）」を作成し発注者に通知する。

（コリンズに登録する情報）

第 11 条 コリンズに登録する工期及び技術者情報従事期間は、実工期とする。

（契約の保証）

第 12 条 受注者は、余裕期間に関わらず、契約の締結と同時に工事請負契約約款第 4 条に基づく契約の保証を付さなければならない。

（委任）

第 13 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式－１)

令和 年 月 日

工 事 通 知 書

豊島区長

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期 の 始 期 (工事開始日)	
工 期 の 終 期 (完成工期)	

- ※ 1 本通知書は、契約書の提出期限内（落札決定通知の翌日から起算して7日以内）に提出すること。
- 2 任意着手方式の場合、工期の終期は、本通知書に記載した工期の始期に、特記仕様書に明示している実工事期間を加えた期日を記載すること。
- 3 フレックス方式の場合、受注者が任意に設定した工期の始期及び終期を記載すること。